

令 02 原機（環保）004

令和 2 年 8 月 5 日

原子力規制委員会 殿

茨城県那珂郡東海村大字舟石川 7 6 5 番地 1

国立研究開発法人日本原子力研究開発機構

理事長 児玉 敏雄

国立研究開発法人日本原子力研究開発機構大洗研究所の  
特定廃棄物管理施設の変更に係る使用前検査申請書

（ 通信連絡設備の一部変更 ）

通信連絡設備の一部変更に関する工事について使用前検査を受けたいので、原子力利用における安全対策の強化のための核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律等の一部を改正する法律（平成 29 年法律第 15 号。以下「改正法」という。）附則第 7 条第 1 項に基づき、改正法による改正前の核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律（昭和 32 年法律第 166 号）第 51 条の 8 第 1 項により、下記のとおり申請いたします。

## 記

1. 名称及び住所並びに代表者の氏名  
名 称 国立研究開発法人日本原子力研究開発機構  
住 所 茨城県那珂郡東海村大字舟石川765番地1  
代表者の氏名 理事長 児玉 敏雄
  
2. 変更に係る事業所の名称及び所在地  
名 称 国立研究開発法人日本原子力研究開発機構  
大洗研究所  
所 在 地 茨城県東茨城郡大洗町成田町4002番地
  
3. 工事工程表  
別紙1のとおり
  
4. 検査を受けようとする事項、期日及び場所  
別紙2のとおり
  
5. 申請に係る特定廃棄物管理施設の使用の開始の予定時期  
新規制基準の適合性確認の完了



別紙 2

検査を受けようとする事項、期日及び場所

令和 2 年 3 月 2 7 日付け原規規発第 2003275 号をもって設計及び工事の方法の認可を受けた特定廃棄物管理施設のうち通信連絡設備の一部変更に関する事項

事 項		期 日	場 所
検 査 対 象	検査項目		
その他廃棄物管理設備の附属施設 その他主要な事項 通信連絡設備  敷地内の通信連絡設備 構内一斉放送設備  大洗研究所外通信連絡設備  大洗研究所内通信連絡設備	員数検査*1	令和 3 年 1 月	国立研究開発法人 日本原子力研究開発機構 大洗研究所 (茨城県東茨城郡大洗町 成田町 4 0 0 2 番地)
	据付検査*2		
	性能検査		

\*1 : 大洗研究所外通信連絡設備及び大洗研究所内通信連絡設備については、所定の場所に  
 配備されていることを含む。

\*2 : 敷地内の通信連絡設備 構内一斉放送設備を対象とする。